岩美町地域における健康づくり推進事業支援金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、町民の健康づくりに関する意識の向上を図るため、地域における健康づくりの推進を目的とした事業に対し、予算の範囲内で支援金を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

（事業主体）

第２条　この事業の事業主体は、岩美町内各地区自治会（浦富地区及び大岩地区においては地区自治会連合会とする。以下「自治会」という。）とする。

（支援金対象事業）

第３条　支援金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

（１）健康づくりの推進を啓発するための各種講座、研修会及び健康体操教室等の事業

（２）岩美町健康づくり計画に位置付けられている事業

（３）前各号に掲げるもののほか、支援金の交付の目的を達成するために必要と認められる事業

（支援金の額）

第４条　支援金の額は、１自治会当たり年額２０，０００円とする。

（支援金の交付申請及び請求）

第５条　前条の支援金の交付申請をしようとするときは、地域における健康づくり推進事業支援金交付申請書兼請求書（様式第１号）を町長が別に定める日までに町長に提出しなければならない。

　（交付の決定）

第６条　町長は、前条の規定により支援金の交付申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、地域における健康づくり推進事業支援金交付決定通知書（様式第２号）により申請者へ通知し、支援金を指定口座への振込により交付するものとする。

　（事業の実施）

第７条　事業の実施においては、自治会と町とが連携を図りながら行うものとし、町は自治会に対して適正な助言をする等の支援を行う。

　（実績報告）

第８条　事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して３０日を経過した日又は支援金の交付の決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに、地域における健康づくり推進事業支援金実績報告書（様式第３号）及び地域における健康づくり推進事業実施報告書（様式第４号）を町長に提出するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　（岩美町健康管理推進員設置要綱の廃止）

２　岩美町健康管理推進員設置要綱は、廃止する。

様式第１号（第５条関係）

　　　年　　月　　日

岩美町長　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地区自治会

会長　　　　　　　　　　印

地域における健康づくり推進事業支援金交付申請書兼請求書

　　　　　年度において、この支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．支援金額　　　　金　　　　　　　　　　　円

２．振　込　先

|  |
| --- |
| □　上記の金額を、登録している口座に振り込み願います。 |
| 口座振込依頼書  □　上記の金額を、下記口座に振り込み願います。    金融機関名　　　　　　　　　　　　支店名  口座種別　　（　普通・当座　）　口座番号 |

様式第２号（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　号

　　　　　年　　月　　日

地区自治会

会長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岩美町長

地域における健康づくり推進事業支援金交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のありました、地域における健康づくり推進事業支援金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

　　　１　交付決定額　　　　金　　　　　　　　　　円

　　　２　振込予定日

様式第３号（第８条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

岩美町長　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地区自治会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　　　　　　　　　　印

地域における健康づくり推進事業支援金実績報告書

　　　　　年　　月　　日付第　　　　　号をもって交付決定通知のあった該当事業が下記のとおり完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

　　・地域における健康づくり推進事業実施報告書（様式第４号）

様式第４号（第８条関係）

　　　年度　地域における健康づくり推進事業実施報告書

[　　　　　　地区自治会（連合会）]

|  |  |
| --- | --- |
| １　事業内容 |  |
|  | |
| ２　実施日 |  |
| 年　　　月　　　日（　　）実施 | |
| ３　参加者数 |  |
| 名　参加 | |